

男女共同参画の視点からの防災・復興について

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

内閣府男女共同参画局

1

本日の内容

1. 災害と男女共同参画
2. 東日本大震災後の政府の動き
3. 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針
4. 最近の取組

2

1 災害と男女共同参画

平成7年1月 阪神・淡路大震災

女性の死者数が男性より1000人程度多い。家庭的責任が女性に集中。

平成16年10月 新潟県中越地震

「女性の視点」の担当として局職員を現地に派遣。新潟県等に女性の相談窓口を設置依頼。

平成17年7月 防災基本計画修正

男女共同参画の視点が初めて盛り込まれる

男女の二一ズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める旨が明記。

平成17年12月 男女共同参画基本計画（第2次） 防災分野が初めて盛り込まれる

新たな取組を必要とする分野として、防災（復興）の分野の男女共同参画を記載。

平成20年2月 防災基本計画修正

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨を明記。

平成22年12月 第3次男女共同参画基本計画

「第14分野 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新設。

4 防災における男女共同参画の推進 を明記。

第2回国連防災世界会議(2005年)
「兵庫行動枠組2005-2015」採択

平成23年3月 東日本大震災

3

東日本大震災の被災地では・・・



※現地に派遣された男女共同参画局職員が撮影した写真

4

東日本大震災の経験から見てきた男女共同参画に係る課題

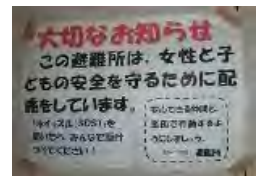
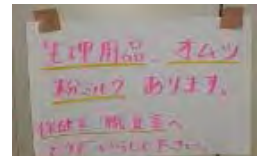
1 防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画していない

- 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合：3.6%（12都道府県では女性委員ゼロ）
※平成23年4月時点
- 復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の割合：11.2%
※平成24年4月時点、沿岸38市町村



2 災害対応において男女のニーズの違い等に配慮がない

- 避難所に授乳や着替えをする場所がない／女性用の物干し場がなく下着が干せない。
- 生理用品や女性用下着が不足／避難所運営者が男性のため必要な物資を受け取りにくい・要望しにくい。
- 仮設住宅等における男性の引きこもりや孤立等が問題化。



3 災害が起きてから急に男女共同参画の視点で対応しようとしてもできない

- 国は発災直後から女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応の要請を行ったが、現場での浸透は不十分。
- 「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制」の確立は、防災基本計画にも明記。

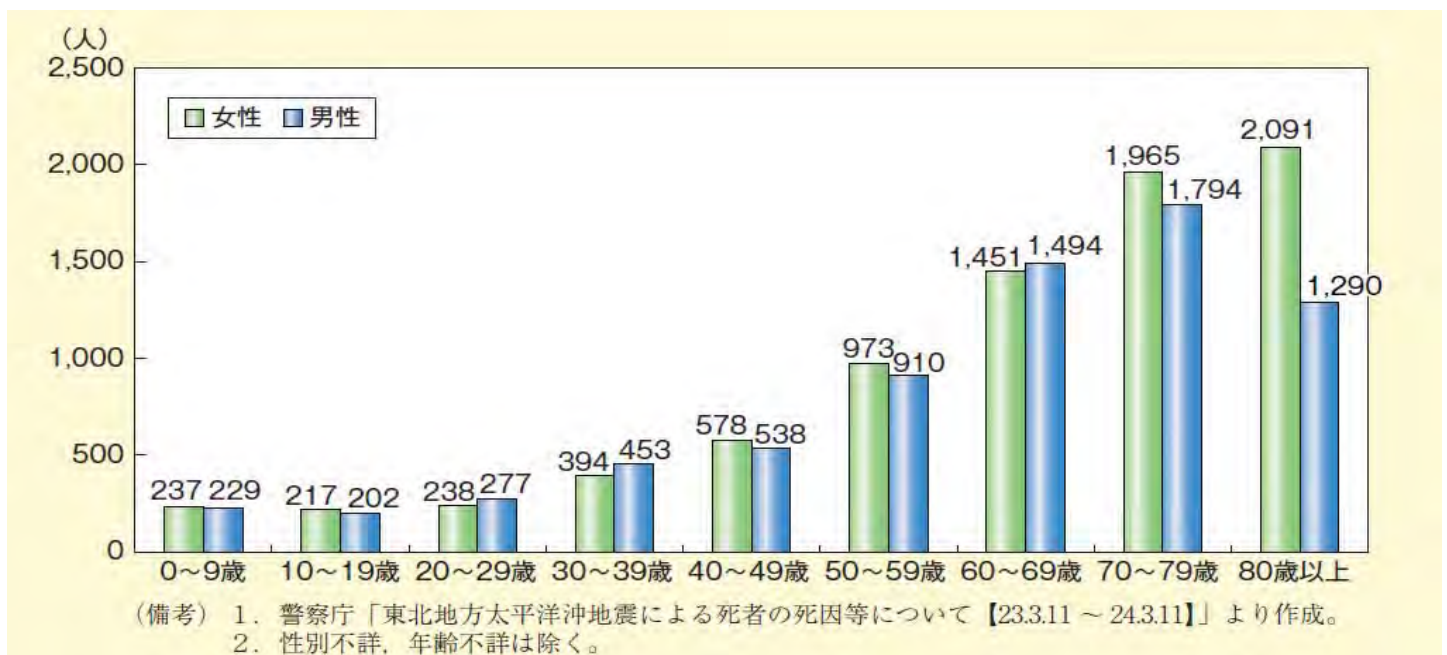
平常時から男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要

5

（参考）「平成24年版男女共同参画白書」より

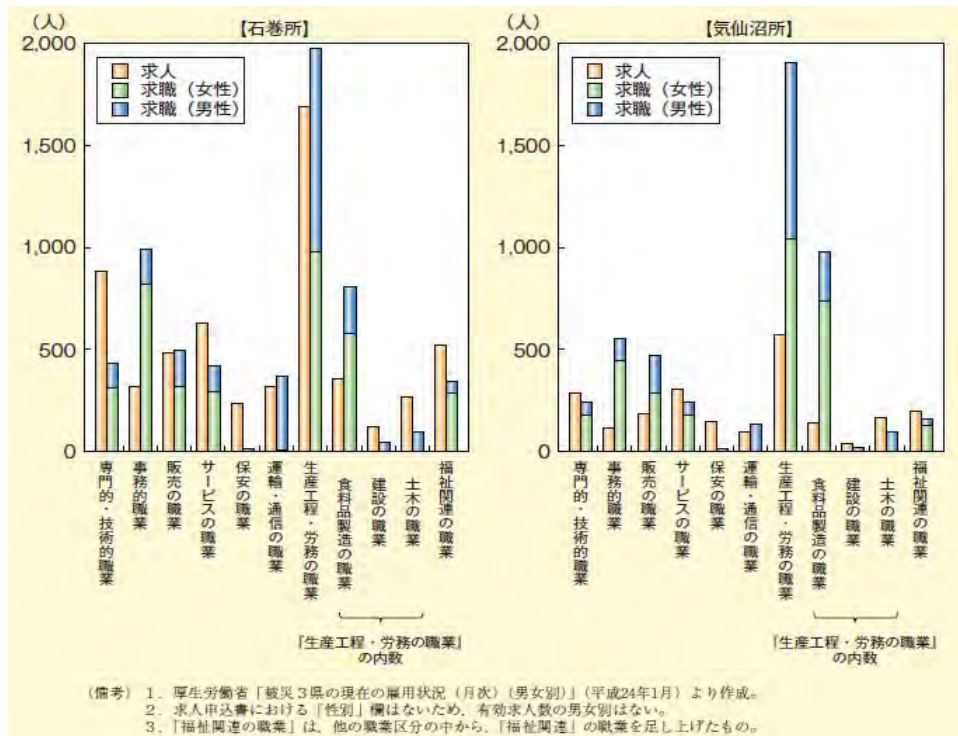
◆東日本大震災の男女別・年齢階層別死者数

岩手県、宮城県及び福島県における死者数は、女性が男性より1,000人程度多く、高齢者で男女の死者数の差が大きくなっている。



◆ハローワーク別の有効求人数・有効求職者数 (平成24年1月)

沿岸部では、女性の求職者数が比較的多い食料品製造の職業で求人倍率が低い一方、建設・土木の職業等では求人件数が求職者数を上回っている上、女性の就職者数が極めて少ない。

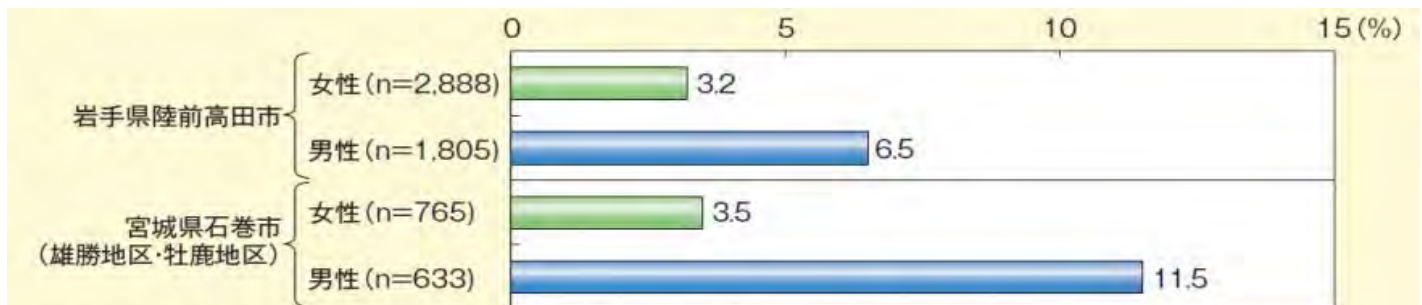


出典：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

7

◆飲酒量が増加した人の割合（男女別）

震災前後の成人の飲酒量の変化は、全体として変化のない者が多いが、陸前高田市、石巻市共に、飲酒量が増加している者は、女性が3%台であるのに対し、男性では約7～12%と高くなっている。



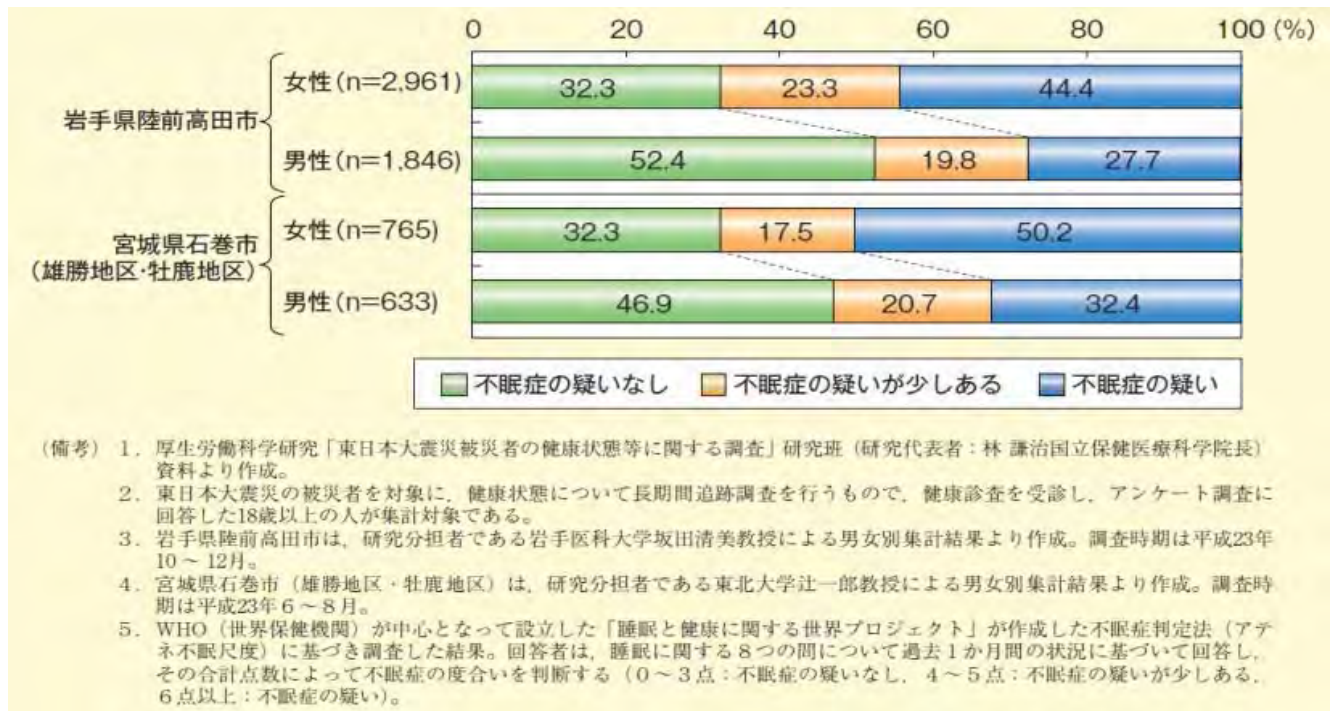
- (備考) 1. 厚生労働科学研究「東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査」研究班。(研究代表者：林 謙治国立保健医療科学院長) 資料より作成。
2. 東日本大震災の被災者を対象に、健康状態について長期間追跡調査を行うもので、健康診査を受診し、アンケート調査に回答した18歳以上の人(ただし、飲酒量に関する設問は20歳以上)が集計対象である。
3. 震災前と震災後の1週間当たりの飲酒量を尋ね、震災前に比べて飲酒量が増えた人の割合である。
4. 岩手県陸前高田市は、研究分担者である岩手医科大学坂田清美教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年10～12月。
5. 宮城県石巻市(雄勝地区・牡鹿地区)は、研究分担者である東北大学辻一郎教授による男女別集計結果より作成。調査時期は平成23年6～8月。

出典：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

8

◆睡眠に関する状態（男女別）

睡眠障害が強く疑われる者は、陸前高田市では、女性44.4%、男性27.7%、石巻市では、女性50.2%、男性32.4%となっている。



出典：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

9

2 東日本大震災後の政府の動き

■東日本大震災復興基本法（平成23年6月24日施行）抜粋

（基本理念）

被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。

■復興への提言～悲惨のなかの希望～（平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議決定）抜粋

これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。

■東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）抜粋

1 基本的考え方

男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。

5 復興施策

（1）災害に強い地域づくり

・高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮した（略）まちづくりを進める。

（2）地域における暮らしの再生

・女性の悩み相談を実施する。
・若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保する。

（3）地域経済活動の再生（農業）

・農業生産だけでなく、復興ツーリズムの推進や福祉との連携といった様々な取組みを組み合わせ、これに高齢者や女性等も参画することにより、地域の所得と雇用を創出していく。

7 復興支援の体制等

復興過程における男女共同参画を推進する体制を設けるものとする。

東日本大震災復興対策本部事務局（復興庁）に「男女共同参画班」新設

10

防災基本計画の修正①

平成24年12月修正（抜粋）

※下線はこの時の修正箇所

○防災をめぐる社会構造の変化と対応（第1編 第3章）

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

○防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮（第2編 第1章 第3節）

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○避難場所の運営管理（第2編 第2章）

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

○応急仮設住宅の運営管理（第2編 第2章 第6節）

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

11

防災基本計画の修正②

平成24年9月修正（抜粋）

※下線はこの時の修正箇所

○物資の調達、供給活動（第2編 第2章 第7節）

災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

○地域の復旧・復興の基本方向の決定（第2編 第3章 第1節）

男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

○防災まちづくり（第2編 第3章 第3節）

地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する・・・（略）。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

平成26年1月修正（抜粋）

※下線はこの時の修正箇所

○避難場所の運営管理（第2編 第2章）

地方公共団体は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、（略）特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

12

災害対策基本法の改正（平成24年6月）

地域防災計画に多様な主体の意見を反映させる観点から、都道府県防災会議の委員として、充て職となっていた防災機関等の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を新たに追加できることとなった。

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について（抄）平成24年6月27日内閣府・消防庁（課長通知）

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

（3）都道府県防災会議の委員構成（法第15条第5項関係）

- ① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実に図ろうとするものである。「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している。
- ② なお、防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成24年5月8日付府政防第535号・消防第181号）しているところであり、引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい。

13

<参考> 地方防災会議の委員に占める女性の割合（平成25年4月）

都道府県	委員 総数 (人)	うち女性の 委員数 (人)	女性割合 (%)	(参考) 平成24年10 月の女性割 合(%)
北海道	64	4	6.3%	5.2%
青森県	58	11	19.0%	10.2%
岩手県	64	5	7.8%	1.8%
宮城県	53	4	7.5%	2.0%
秋田県	52	5	9.6%	3.7%
山形県	59	7	11.9%	4.0%
福島県	51	5	9.8%	6.1%
茨城県	50	5	10.0%	2.2%
栃木県	48	1	2.1%	2.0%
群馬県	47	4	8.5%	2.4%
埼玉県	69	5	7.2%	4.8%
千葉県	52	1	1.9%	3.8%
東京都	64	3	4.7%	0.0%
神奈川県	54	8	14.8%	10.2%
新潟県	70	18	25.7%	20.0%
富山県	64	9	14.1%	7.1%
石川県	65	5	7.7%	3.3%
福井県	56	2	3.6%	0.0%
山梨県	60	3	5.0%	0.0%
長野県	62	5	8.1%	1.8%
岐阜県	60	7	11.7%	5.9%
静岡県	54	5	9.3%	9.3%
愛知県	74	3	4.1%	0.0%
三重県	52	5	9.6%	2.1%

都道府県	委員 総数 (人)	うち女性の 委員数 (人)	女性割合 (%)	(参考) 平成24年10 月の女性割 合(%)
滋賀県	59	8	13.6%	2.0%
京都府	65	7	10.8%	5.1%
大阪府	62	3	4.8%	1.9%
兵庫県	55	6	10.9%	6.1%
奈良県	53	4	7.5%	7.4%
和歌山県	49	2	4.1%	2.0%
鳥取県	65	26	40.0%	16.7%
島根県	71	18	25.4%	13.6%
岡山県	54	7	13.0%	8.3%
広島県	58	1	1.7%	1.7%
山口県	57	6	10.5%	0.0%
徳島県	53	11	20.8%	18.9%
香川県	54	5	9.3%	6.0%
愛媛県	58	4	6.9%	0.0%
高知県	57	6	10.5%	5.8%
福岡県	54	4	7.4%	7.3%
佐賀県	67	20	29.9%	5.8%
長崎県	65	7	10.8%	4.5%
熊本県	55	1	1.8%	1.8%
大分県	44	3	6.8%	6.8%
宮崎県	44	1	2.3%	2.2%
鹿児島県	60	4	6.7%	1.8%
沖縄県	54	7	13.0%	6.0%
合計	2,715	291	10.7%	5.1%

（備考）1. 内閣府男女共同参画局資料より作成。

14